

第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 寺井潔ソーシャルワーカー事務所

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人 石龍会 のとじまデイサービスセンター	種別：指定通所介護・指定介護予防通所介護
代表者氏名：佐原 博之	定員（利用人数）：35名
所在地：石川県七尾市能登島向田町ろ部8-1	
TEL：0767-84-0065	ホームページ：

【施設・事業所の概要】

開設年月日	平成18年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 石龍会			
職員数	常勤職員：12名	非常勤職員：2名		
専門職員	生活相談員	2名	看護師	2名
	介護士	8名	機能訓練指導員	2名
		名		名
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）	

③理念・基本方針

法人理念：「人と人 心と心を 礎に」

私たちは、人と人とのつながり、心と心をつながりを大切にして、人として心から御利用いただいている方々やその御家族と接することを基本的な考え（礎：いしずえ）として業務に当たることを基本理念としています。

基本方針：「3つの徹底」

- ・丁寧語の徹底（方言・私語・大声は厳禁、表情・態度も丁寧に）
- ・挨拶の徹底（自分から笑顔でハッキリと、挨拶は相手の顔を見て）
- ・報連相談の徹底（素早く、簡潔、明瞭に、報告は結論から）

④施設・事業所の特徴的な取組

個別計画を基に、機能訓練を充実させ、自立支援に役立てています。
さらにはファミリークリニックの医師や看護師、理学療法士等と連携し、質の高いサービス提供を重んじています。
地域の中心に施設が位置しており、地域との積極的な交流や地域貢献に努めています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年12月17日（契約日）～ 2020年 3月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成28年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

● 理念や基本方針に基づき、利用者アンケートによる現状分析から「品質目標」を定め、品質目標に沿ってサービスが提供されているかを「品質目標実績表」を用いてチェックし、それを年2回の「マネジメントレビュー」で評価・承認し、次期の計画に繋げていくPDCAサイクルが確立されており、その展開方法が「品質マニュアル」に明記され、職員に周知されている。

● 利用者が毎日楽しんで参加できるレクリエーションの開発に努めている。利用者満足度調査や興味関心アンケート等の様々な情報から分析を行い、マンネリ化を改善するために機能訓練とレクリエーションの充実を図っている。多様なプログラムの提供は利用者の楽しみとなっており、アンケートの前年度比較から満足度の向上が伺える。

● 自宅でもできる「体操〈発声・飲み込みを良くする体操〉」を大きくコピーしたものを利用者個々へ配布して、実施のチェック欄も設け、主体的に取り組むようにチェック欄を確認して、個別に声掛けを行っている。また、洗身動作体操や身支度を整える動作を入れた体操などを週替わりに実施し、機能訓練目的でオシボリたたみなども行い、日々の生活動作の中で介護予防活動を行っている。

● 基本情報、利用者・家族の意向、心身の状況等についてアセスメントを行い、通所介護計画に利用者ひとり一人に応じたサービス内容、具体的な対応、留意点を示している。自立のための機能訓練プログラムのほか、日中活動として毎月の行事や、輪投げ、玉入れ、ボーリングゲーム等の全体レクや、個別レクとしておやつ作りや能登島ふれあい祭りに出品する展示作品作り等のプログラムを用意している。機能訓練プログラムでは、例えば、自宅で洗濯ができるようになるプログラムを組んで取り組んでいる。毎月計画のサービス内容ごとにモニタリングを行い、3か月ごとに計画を更新している。

● 施設内はきれいに掃除され、整理整頓が行き届いていた。浴室ごとにレジオネラの検査を実施しており、安全快適な入浴への配慮が行われている。毎日12:00にセンター内の温度・湿度の測定を行い記録して、室温・換気に配慮している。事業所内は、すべてのスペースがゆったりと作られていて、テイルーム、静養スペース、18畳の畳コーナー、リハビリコーナー等を備えている。テイルームの椅子も利用者の体形、ADL等に配慮して3種類のもので用意されている。また、プライバシーに配慮した相談を行うことのできるスペースも管理部門に設置されている。また、オリジナルの「転倒注意」ポスターや、施設内のヒヤリマップを作成して利用者が安心・快適に過ごせるように取り組んでいる。

◇改善を求められる点

- 施設への移行の際や、サービスが終了となった場合において、引継ぎ文書（七尾市介護医療連携用紙）や、終了時にお渡しする書類（利用休止の書類）は使用されているが、引継ぎや申し送りの手順を定めておくことが求められる。
- 運営の透明性を確保するための取組について、広報誌「いしすえ」には法人理念や基本方針、満足度調査の結果や意見・要望とその回答等積極的な情報公開が行われているが、ホームページは作成・公開されていない。平成28年度の社会福祉法改正で定款等がホームページによる公表対象となったことと併せ、情報公開の窓口、また相談窓口としてホームページの作成や公開が望まれる。
- 内部監査については品質マニュアルに基づきPDCAの体制が確立されているが、外部監査は行われていることが確認できなかった。社会福祉法人審査基準では資産が一定水準に該当しない社会福祉法人についても5年に1回程度の外部監査を行うことが望ましいとされているため、外部監査等の活用によりさらなる透明性の確保が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

平成23年度、平成28年度、そして今回が3回目の受審となりました。自己評価表を通して自施設を客観視することができ、様々な改善点や課題を確認することができました。そうした中で、理念や基本方針の実現に向けたサービス提供やその活動において、PDCAサイクルが確立されているとして高い評価をいただきました。

また、利用者様が毎日楽しんで参加できるレクリエーションの開発や機能訓練の充実が図られていることで、満足度の向上が伺えるとして高い評価をいただきました。

今後は、評価の高い点はより強化を図り、改善点については真摯に受け止め、直ちに改善に取り組んでまいります。今後の展望といたしましては、地域の中で多くの皆様から信頼され、地域福祉の向上への役割が少しでも果たせるように貢献してまいりたいと考えています。

⑧評価細目の第三者評価結果（別添）